

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	後期高齢者医療給付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
霧島市は、後期高齢者医療制度に係る医療給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	
特記事項	同姓同名により送付先や口座情報などを誤って関連付けしないよう申請書の確認は必ず複数の者で行い、受理した申請書は、施錠できるキャビネットに保管し紛失等の個人情報漏えいの防止に努める。また、申請書を鹿児島県後期高齢者医療広域連合へ送付する際は、送付先の部署・担当者（又はメールアドレス・FAX番号）の確認を徹底し誤送付の防止に努める。

評価実施機関名
霧島市長

公表日
令和7年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療給付等に関する事務
②事務の概要	<p>ア 事務の説明 後期高齢者医療制度に係る医療給付等の申請・届出等を受け付け、入力を行い、原本を鹿児島県後期高齢者医療広域連合に送付する。</p> <p>イ 特定個人情報を扱う事務の具体的な内容 霧島市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ・資格認証書等、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ・後期高齢者医療給付の支給 ・高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の一部負担金に係る措置 ・高齢者の医療の確保に関する法律第92条の一時差止め ・保険料の徴収又は保険料の賦課 ・保健事業の実施に関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合標準システム</li> <li>・Acrocity行政基本</li> <li>・Acrocity後期高齢者</li> <li>・Acrocity総合収納管理</li> <li>・Acrocity総合滞納管理</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
資格・給付・賦課・徴収データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条</p> <p>【各手続の根拠】 高齢者の医療の確保に関する法律第50条、第54条、第56条、第58条、第67条、第69条、第92条、第104条、第125条、第138条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[      実施する      ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 表115の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条、第117条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保健福祉部保険年金課長

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 保健福祉部保険年金課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1881

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      特に力を入れている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	封筒への封入およびシステムへの入力は2人以上で確認を行っている。	

## 9. 監査

実施の有無 [ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [      ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[      8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策      ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	--

判断の根拠	受け付けた申請書等は鍵付きの棚に保管している。
-------	-------------------------

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	特記事項	同姓同名により送付先や口座情報などを誤って関連付けしないように申請書の確認は必ず複数の者で行う。また、申請書を鹿児島県後期高齢者医療広域連合へ送付する際は、送付先の部署・担当者(又はメールアドレス・FAX番号)の確認を徹底して行い誤送付を防止する。	同姓同名により送付先や口座情報などを誤って関連付けしないよう申請書の確認は必ず複数の者で行い、受理した申請書は、施錠できるキヤビネットに保管し紛失等の個人情報漏えいの防止に努める。また、申請書を鹿児島県後期高齢者医療広域連合へ送付する際は、送付先の部署・担当者(又はメールアドレス・FAX番号)の確認を徹底し誤送付の防止に努める。	事後	
平成28年3月31日	I-1-③ システムの名称	・広域連合標準システム ・Acrocity宛名管理 ・Acrocity住民基本 ・Acrocity後期高齢者 ・滞納整理システム(Levy2) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・広域連合標準システム ・Acrocity行政基本 ・Acrocity後期高齢者 ・滞納整理システム(Levy2) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成28年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の1の項、80の項、82の項、83の項	【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の1の項、80の項、83の項	事後	
平成27年12月16日	II-1 対象人数 計測時点	平成27年1月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成27年12月16日	II-2 取扱者数 計測時点	平成27年2月16日時点	平成27年12月16日時点	事後	
平成29年3月31日	I-1-② 事務の概要	霧島市は、高齢者医療確保法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (略) ・葬祭費の支給又は葬祭の給付の申請(受付)	霧島市は、高齢者医療確保法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (略) ・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいふ。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ・被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ・後期高齢者医療給付の支給 ・高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の一部負担金に係る措置 ・高齢者の医療の確保に関する法律第92条の一時差止め ・保険料の徴収又は保険料の賦課 ・保健事業の実施に関する事務 ・資料の提供等の求めに係る事務	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-3 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の59の項  【各手続の根拠】 高齢者医療確保法第50条、第54条、第58条、第69条 高齢者医療確保法施行令第4条、第14条、第16条 高齢者医療確保法施行規則第22条、第23条、第24条、第26条、第33条	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条  【各手続の根拠】 高齢者の医療の確保に関する法律第50条、第54条、第56条、第58条、第67条、第69条、第92条、第104条、第125条、第138条	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の82の項  【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 别表第2の1の項、80の項、83の項	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 别表第2の82の項  【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 别表第2の1の項、80の項、83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第43条	事後	(H28.9.12改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-5-② 所属長	生活環境部保険年金課長 宝満 淑朗	生活環境部保険年金課長 新鍋 一昭	事後	平成28年4月1日付け人事異動
平成29年3月31日	II-1 対象人数 計測時点	平成27年12月1日時点	平成29年3月1日時点	事後	対象人数 17,031人
平成29年3月31日	II-2 対象人数 計測時点	平成27年12月16日時点	平成29年3月1日時点	事後	取扱者数 29人 国分 職員3+臨職2=5人 隼人 職員3+臨職1=4人 支所 職員19+臨職1=20人
平成30年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 别表第2の1の項、80の項、83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第43条	【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 别表第2の1の項、81の項、83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第43条の2	事後	(H29改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
平成30年3月31日	I-5①部署	生活環境部保険年金課	保健福祉部保険年金課	事後	平成29年4月1日組織再編
平成30年3月31日	I-5②所属長	生活環境部保険年金課長 新鍋 一昭	保健福祉部保険年金課長 有村 和浩	事後	平成29年4月1日人事異動
平成30年3月31日	I-8連絡先	生活環境部保険年金課	保健福祉部保険年金課	事後	平成29年4月1日組織再編
平成30年3月31日	II-1.いつ時点の計数か	2017/3/1	2018/1/1	事後	対象人数 17,037人
平成30年3月31日	II-2.いつ時点の計数か	2017/3/1	2018/1/1	事後	取扱者数 28人 国分 職員3+臨職2=5人 隼人 職員3+臨職1=4人 支所 職員18+臨職1=19人
平成31年3月31日	I-5②所属長の役職名	保健福祉部保険年金課長 有村 和浩	保健福祉部保険年金課長	事後	
平成31年3月31日	II-1.いつ時点の計数か	2018/1/1	2019/1/1	事後	対象人数 17,078人

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月31日	II-2.いつ時点の計数か	2018/1/1	2019/1/1	事後	取扱者数 28人 国分 職員3+臨職2=5人 隼人 職員3+臨職1=4人 支所 職員18+臨職1=19人
令和2年3月31日	II-1.いつ時点の計数か	2019/1/1	2020/1/1	事後	対象人数 17,138人
令和2年3月31日	II-2.いつ時点の計数か	2019/1/1	2020/1/1	事後	取扱者数 28人 国分 職員3+臨職2=5人 隼人 職員3+臨職1=4人 支所 職員18+臨職1=19人
令和2年3月31日	IV リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年3月31日	IV リスク対策	8. 監査 「内部監査」	8. 監査 「自己点検」「内部監査」	事後	追加
令和2年3月31日	全体				評価の再実施
令和3年3月31日	II-1.いつ時点の計数か	2019/1/1	2021/1/1	事後	対象人数 16,940人
令和3年3月31日	II-2.いつ時点の計数か	2019/1/1	2021/1/1	事後	取扱者数 28人 国分 職員3+臨職2=5人 隼人 職員3+臨職1=4人 支所 職員18+臨職1=19人
令和3年3月31日	I-1-③ システムの名称	・広域連合標準システム ・Acrocity行政基本 ・Acrocity後期高齢者 ・滞納整理システム(Levy2) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・広域連合標準システム ・Acrocity行政基本 ・Acrocity後期高齢者 ・滞納整理システム(Levy2) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・Acrocity総合収納管理 ・Acrocity総合滞納管理	事後	追加
令和3年3月31日	I-5-① 部署	保健福祉部保険年金課	保健福祉部保険年金課 総務部収納課	事後	追加
令和3年3月31日	I-5-① 所属長の役職名	保健福祉部保険年金課長	保健福祉部保険年金課長 総務部収納課長	事後	追加
令和4年3月31日	II-1.いつ時点の計数か	2021/1/1	2022/1/1	事後	対象人数 16,925人
令和4年3月31日	II-2.いつ時点の計数か	2021/1/1	2022/1/1	事後	取扱者数 28人 国分 職員3+臨職2=5人 隼人 職員3+臨職1=4人 支所 職員18+臨職1=19人
令和5年1月1日	I-1-② 事務の概要	イ 特定個人情報を扱う事務の具体的な内容 霧島市は、高齢者医療確保法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	イ 特定個人情報を扱う事務の具体的な内容 霧島市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	錯誤
令和5年1月1日	I-1-③ システムの名称	・広域連合標準システム ・Acrocity行政基本 ・Acrocity後期高齢者 ・滞納整理システム(Levy2) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・Acrocity総合収納管理 ・Acrocity総合滞納管理	・広域連合標準システム ・Acrocity行政基本 ・Acrocity後期高齢者 ・滞納整理システム(Levy2) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・Acrocity総合収納管理 ・Acrocity総合滞納管理	事後	錯誤
令和5年1月1日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の82の項	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の82の項	事後	錯誤
令和5年1月1日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の1の項、80の項、83の項	【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の1の項、80の項、83の項	事後	錯誤
令和5年1月1日	I-5 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部保険年金課 総務部収納課	保健福祉部保険年金課	事後	錯誤
令和5年1月1日	I-5 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部保険年金課長 総務部収納課長	保健福祉部保険年金課長	事後	錯誤
令和5年3月31日	II-1.いつ時点の計数か	2022/1/1	2023/1/1	事後	対象人数 17,465人
令和5年3月31日	II-2.いつ時点の計数か	2022/1/1	2023/1/1	事後	取扱者数 28人 国分 職員3+臨職2=5人 隼人 職員3+臨職1=4人 支所 職員18+臨職1=19人
令和6年3月1日	II-1.いつ時点の計数か	2022/1/1	2023/1/1	事後	対象人数 17,902人
令和6年3月1日	II-2.いつ時点の計数か	2022/1/1	2023/1/1	事後	取扱者数 28人 国分 職員2+臨職3=5人 隼人 職員3+臨職1=4人 支所 職員18+臨職1=19人
令和7年3月31日					評価の再実施
令和7年3月31日	I-3 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表の85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	法改正
令和7年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の82の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 别表第2の1の項、80の項、83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第43条	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 表の117の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 表の115の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条、第117条	事後	法改正
令和7年3月31日	II-1.いつ時点の計数か	2024/1/1	2025/1/1	事後	対象人数 18,451人

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	II-2.いつ時点の計数か	2024/1/1	2025/1/1	事後	取扱者数 28人 国分 職員3+臨職2=5人 隼人 職員3+臨職1=4人 支所 職員18+臨職1=19人